

東員町情報通信技術を活用した 行政の推進に関する条例(案)の概要

条例制定の背景・趣旨

本町が関係する行政手続等で法令により書面が必要とされるものについては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「デジタル手続法」といいます。)により、既にデジタル化が可能になっています。

本条例は、デジタル手続法が適用されない条例等に基づく手続等について、従来の書面による手続に加え、オンラインによる電子申請等を可能とするための条例を制定するものです。

書面による手続きを全てデジタル化するのではなく、デジタルによる手続き等も可能とすることで、町民の利便性の向上を図ります。

総 則(第1条－第2条)

- ・条例の目的、定義を定めます。

手続等における電子情報処理組織の使用(第3条－第6条)

- ・他の条例等により書面等で行うことが規定されている**申請等**について、当該他の条例等の規定に関わらず、オンラインによる申請等(手数料等の納付を含む)を行うことができるよう定めます。(第3条関係)
- ・他の条例等により書面等で行うことが規定されている**処分通知等**について、当該他の条例等の規定に関わらず、オンラインによる処分通知等を行うことができるよう定めます。(第4条関係)
- ・他の条例等により書面等で行うことが規定されている**縦覧等**について、コンピュータ等により作成された電磁的記録により行うことができるよう定めます。(第5条関係)
- ・他の条例等により書面等により作成・保存することとしているものについて、当該他の条例等の規定に関わらず、コンピュータ等により作成された電磁的記録により行うことができるよう定めます。(第6条関係)

適用除外(第7条)

- ・手続等のうち、対面確認が必要なものや既に他の条例等でオンラインによる申請等が規定されている場合は、適用を除外するよう定めます。

添付書面等の省略(第8条)

- ・他の条例等により、住民票の写しなどの書面等であって申請等に際し、添付することが規定されているものについて、町の機関等が添付書面等の情報を入手し、又は参照することができる場合には、当該他の条例等の規定に関わらず、添付を要しないよう定めます。

雑 則(第9条－第10条)

- ・行政手続きのオンライン化の推進に関する状況について、インターネット等により随時公表するものとするよう定めます。(第9条関係)
- ・本条例で定めていない詳細な事項は規則等で定めます。(第10条関係)